

(審査案件103号)

答 申

第1 審査会の結論

長野県知事が行った公文書一部公開決定を取り消し、公文書公開請求内容に対する公文書の存否を明らかにしないでその請求を拒否する決定をすべきである。

第2 審査請求の経過

- 1 平成30年（2018年）5月22日、審査請求人は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。）に基づき、以下の内容について、公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
 - (1) 伊那建設事務所 平成24年度除雪入札に係わる公文書公開請求の中で〇〇〇〇が情報公開を行って公開になったものすべて
 - (2) 伊那建設事務所 平成24年度除雪入札に係わる公文書公開請求の中で〇〇〇〇の公文書公開請求書
 - (3) 伊那建設事務所 平成24年度除雪入札に係わる公文書公開請求の中で上記以外の書類すべて
 - (4) 平成24年度除雪入札7・8工区のすべての書類、平成24年に上記〇〇〇〇が請求し公開されなかったものすべて
〇〇〇〇が公文書公開請求を行った後に作られた書類を含む
- 2 平成30年6月5日、長野県知事（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求に対して、公文書一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 3 平成30年7月26日、審査請求人は、本件実施機関に対し、本件決定により特定された公文書が不十分である旨の内容の審査請求を行った。
- 4 平成30年8月20日、本件実施機関は審査請求人に対し、「審査請求の趣旨」及び「審査請求に係る処分があったことを知った年月日」の記載が不足していることを理由に、審査請求書の補正を命じた。
- 5 平成30年9月7日、審査請求人は、審査請求書の補正を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が「審査請求書」で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人が県庁関係各課に対し異議を唱えた際の口頭電話記録の特定が不十分である。
- 2 入札中止の経緯をまとめた資料や、入札参加者に了解を得た根拠となる資料の特定が不十分である。
- 3 伊那建設事務所と県庁関係課とのメールが、片側にしか存在しないものが多数あり、特定が不十分である。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が「理由説明書」及び「口頭意見陳述」で行った主な主張は、次のとおりである。

- 1 審査請求人から県庁関係課への電話については、それぞれ組織内で周知しなければならないものは記録をとっているものの、それ以外のものについては口頭電話記録簿に残す必要はないと判断している。
- 2 経緯などをまとめた資料として、「箕輪・南箕輪・伊那7工区、8工区の除雪入札に係る経過について」を特定している。
- 3 伊那建設事務所と県庁関係各課でやりとりした電子メールについては、請求日時点で存在するものをすべて公開しており、他には存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

条例第5条に規定する公文書公開請求権は、何人に対しても等しく認められている権利であるため、公開請求者が公開請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているか否かなどの個別的事情は、当該公文書の公開、非公開の判断に影響を及ぼすものではない。よって、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報が記録された公文書について、当該本人から公開請求があった場合でも、第三者から公開請求があった場合と同様に取り扱い、原則として非公開となるものである。

また、公開請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、条例第7条各号の非公開情報を公開することとなる場合には、条例第10条の規定により、当該公文書の存否

を明らかにしないで当該公開請求を拒否できるとされている。

なお、自己の記録情報については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号。）に基づく開示請求権が認められている。

2 本件決定の妥当性について

本件請求は、「公文書の名称その他の公文書を特定するために必要な事項」欄に、審査請求人自らの氏名を記載した上で、審査請求人がこれまでに公文書公開請求を行った公文書について、改めて請求を行っているものである。特定の個人が公文書公開請求を行ったという情報は、条例第7条第2号に規定する個人情報であり、同号ただし書で規定する例外として公開できるいずれの場合にもあたらないことは明らかである。

さらに、本件請求に係る公文書の存否を答えると、審査請求人が公文書公開請求を行ったか否かを明らかにすることとなり、その存否を答えるだけで同号の非公開情報を公開することとなると認められる。

したがって、本件実施機関は、条例第10条の規定により、本件請求に係る公文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否する決定をすべきであった。

3 審査請求人及び本件実施機関の主張について

審査請求人及び本件実施機関の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

平成30年（2018年）	9月21日	諮問
	11月2日	理由説明書受領
	11月12日	理由説明書審議
令和元年（2019年）	5月14日	実施機関口頭意見陳述
	6月17日	論点整理
	7月31日	審議終結